



Title	民法入門 (平成18年度)
Author(s)	池田, 清治
Issue Date	2006-04-20T05:02:10Z
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/8395
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	learningobject
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	09.pdf (第9回レジュメ)



[Instructions for use](#)

契約をめぐるトラブルと不法行為 (その2)

《契約の履行をめぐるトラブル》

4 概観・契約の履行をめぐるトラブルの諸類型 - 3つのタイプ -

a 【前提】契約が成立し、かつ、有効であること：義務発生 履行すべし。

b 履行をめぐる3つのトラブル

債務者側に問題のあるタイプ：債務不履行（基本的タイプ 5 - 7）

* 債務者（=義務を負っている人）が履行してくれない。

債権者側に問題のあるタイプ：受領拒絶（附随的タイプ・その1 8 - 9）

* 債権者（=権利を有している人）が受け取ってくれない。

第3の力が働いているタイプ：危険負担（附随的タイプ・その2 10）

* たたとえば不可抗力で履行できなくなってしまった。

《基本的トラブル・債務の不履行》

5 概観・債務者の不履行に対する債権者側の対策

a 債務の不履行に対する基本的諸対策とその論点（ 6 ）

（現実的）履行の強制（414条、民事執行法）：無理矢理、履行させる。

* どんな義務に、どんなやり方があるのか。「こんな場合はこんな方法。」

債務不履行に基づく損害賠償責任（415条以下）：お金で賠償させる。

* どんな場合、どんな範囲で、具体的にいくら取れるのか。

契約の解除（540条以下）：契約をやめてしまう。

* どんな場合に、いかなる手続を踏めばよいのか。事後処理はどうなるのか。

附・3つの手段の相互関係

（1）契約の維持（履行強制+損害賠償）：あくまで契約にこだわる。

（2）契約の解消（解除+損害賠償）：契約はやめて、契約に代わる賠償を得る。

b 債務不履行に対する附随的諸対策とその論点（ 7 ）

同時履行の抗弁権（533条）：どんな場合の、何のための制度か。

* お前が履行するまで、俺は履行しないと言える。

担保責任（560条以下、634条以下）：どんな場合の、何のための制度か。

* 債務不履行に対する基本的な諸対策では、不十分 or 不適切な場合の特例。

6 債務不履行に対する基本的諸対策 - 3つの方法 -

a 履行強制の仕方と要件 (414条、民事執行法)

履行強制の仕方 (種類)

- (1) 直接強制：たとえばお金を払ったり、物を渡す債務の場合。
*実際に取ってしまう、あるいは差押えてしまう。
- (2) 代替執行：たとえば代替可能な作為債務の場合。
*別の人に仕事をさせて、それにかかった費用を取る (= 直接強制)。
- (3) 間接強制：たとえば不作為債務の場合。
*ちゃんと履行してくれるまで、制裁金を取り続ける。
- (4) 附・履行強制になじまない債務：たとえば代替不能な作為債務の場合。
*歌手がコンサートに出演する契約等。結局、お金 (= 損害賠償) で解決。

履行強制の要件 - 履行強制をするために必要な条件 -

- (1) 民法上の要件：債務の存在、債務の不履行、履行の可能性等。
*債務者の帰責事由 (後述) は不要 (= 原因は不問)。とにかくできる状態にあるなら、やらせる。
- (2) 民事執行法上の要件：債務名義 (法 25 条。勝訴判決、公正証書等)。
*債務名義とは、国家権力を利用するための「お墨付き」のこと。

b 損害賠償責任の要件と効果 (415条以下)

損害賠償責任の要件

- (1) 債務の存在と不履行：契約したのに履行してくれない (履行強制と同じ)。
- (2) 責に帰すべき事由 (= 帰責事由)：不履行の原因が債務者にあること。
帰責事由のイメージ：債務不履行の場合、通常、帰責事由はあるはず。
*帰責事由がない場合：不可抗力、第三者の妨害。

帰責事由の存否が紛争解決に与える影響

-) 履行遅滞の場合：帰責事由がなくとも、履行強制は可能。他方、損害賠償 (= 遅延賠償) が取れるか否かは帰責事由の存否による。
-) 履行不能の場合：帰責事由があるなら、損害賠償 (= 填補賠償) 可能。
双務契約で、他方の債務がどうなるかは危険負担制度 (10)。
- (3) 損害の発生：不履行があり、かつ、帰責事由があっても、損害が発生していなければ、損害賠償はしなくてよい。

損害賠償責任の効果 - 損害賠償の範囲 -

(1) 範囲確定の必要性：無限の連鎖の切断。

*家の引渡が1ヵ月遅れたところ、・・・

(2) 民法典の立場(416条):「通常損害+予見可能な特別損害」のみ賠償。

その趣旨：損害の公平な分担(契約では、将来起こる可能性のある事態を見込んで内容を決めるから、予想できない負担まで負わせるべきでない)。

判例と学説の集積：416条は不法行為でも利用されている(しかし、起草者の意思に反するこの処理のため、無理な作業もしている)。

c 契約解除の要件と効果(540条以下)

解除の要件

(1) 債務の存在と不履行：履行強制(a)や損害賠償(b)と同じ。

(2) 帰責事由の要否：履行遅滞では明言せず(541条)、不能では明言(543条)。

判例通説：541条でも帰責事由を要求(悪い債務者に対してのみ解除可能)。

有力説：541条では帰責事由不要(債権者は困っているし、債務者にとっては契約がなくなるだけ。他方、損害賠償では帰責事由を要求)。

(3) 履行の催告とさらなる不履行：ラストチャンスを与えたのに、履行しない。

*「催告(サイコウ)」：履行を請求すること。ただし、この期日に履行しなければ意味のない契約の場合、解除に催告は不要(定期行為。542条)。

解除の効果(基本的に取消の効果と同じ。)

(1) 未履行部分(契約からの解放)：もう履行しなくてよい。

(2) 既履行部分(原状回復義務)：渡した物は返してもらえる。

*取引安全のため、第三者は保護する(545条1項但書。96条3項と同じ趣旨)。

7 債務不履行に対する附随的諸対策 - 同時履行の抗弁権と担保責任の存在意義 -

a 同時履行の抗弁権(533条)の意義と要件

同時履行の抗弁権の意義 - どんな場合の、何のための制度か? -

(1) 典型例：代金をもらうまで、物は渡さない or 登記は移さないと言える。

*自分が先に履行すると約束している場合は別。

(2) 制度目的：履行における公平性の確保。履行を確実なものとする。

同時履行の抗弁権の機能 - 同時履行の抗弁権があると、どうなるか? -

- (1) 履行強制との関係：引換給付判決（無条件で敗訴になることはない）。
- (2) 損害賠償責任との関係：損害賠償は取られない（不履行に違法性なし）。
- (3) 契約解除との関係：契約は解除されない（不履行に違法性なし）。

同時履行の抗弁権の要件

- (1) 双務契約から生じる相対立する債務（間）：売買、請負等。
- (2) 相手方の債務が履行期にあること：「お前が履行するまで、履行しない」と言えるのは、相手が履行すべき時期にあることが前提。
- (3) 相手方がまだ債務の提供をしていないこと：まだ持ってきていないこと。

b 担保責任（560条以下、636条以下）

担保責任のイメージ：3つの基本的諸対策（ 6 ）では不十分・不適切な場合。

代表例その1：他人物売買（560-562条）

- (1) **事案**：AはBにある物を売ったが、実はそれはCの所有物だった。
* Aが負う義務：Cから所有権を得て、それをBに移転する義務（560条）。
- (2) **解決**：Aに不履行についての帰責事由がなくても、BはAに責任追及可能。
* Aが十分努力しても（=帰責事由なし）不履行なら解除と損害賠償可能。

代表例その2：瑕疵（か）担保責任（570条 566条）

- (1) **事案**：AがBに渡した物には欠陥があった。
- (2) **解決**：Aの帰責事由を問題とすべきでなく、また紛争を早期に解決すべき。
* 分かりえなくても「欠陥は欠陥」。受領後は欠陥の発生時期が不明瞭になる。

代表例その3：（請負契約における）瑕疵担保責任（634条以下）

- (1) **事案**：Aが建築した建物には問題があった。
- (2) **解決**：軽微な欠陥を過大な費用をかけて直すのは不経済（634条1項但書）、建物は大きな投資だから、なるべく壊すべきでない（635条）、適合的な紛争解決期間は目的物によって変わるはず（637-639条）。
* 634条以下は、415条、540条以下、570条（ 559条）より優先的に適用。